

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (加藤註印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ガーナ	食糧援助に関する日本国政府と ガーナ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H15.3.31まで	H14.5.23 アクラで (同日)	日本側 野呂元良在ガーナ 臨時代理大使 ガーナ側 ハックマン・オ ウス＝アジェマン外務大 臣	H15.1.8 4号
ガーナ	地方電化計画のための贈与に關 する日本国政府とガーナ共和国 政府との間の交換公文	地方電化計画を実施するために必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の 供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	755,000千円 H15.3.31まで	H14.9.6 アクラで (同日)	日本側 浅井和子在ガーナ 大使側 ハックマン・オ ウス＝アジェマン外務大 臣	H15.5.13 135号
ガーナ	幹線道路改修計画のための贈与 に關する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	幹線道路改修計画を実施するための詳細設計に必要 な役務の供与	116,000千円 H15.10.24まで	H14.10.25 東京で (同日)	日本側 浅井和子在ガーナ 大使側 ハックマン・オ ウス＝アジェマン外務大 臣	H16.6.11 248号
ガーナ	幹線道路改修計画のための贈与 に關する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	幹線道路改修計画を実施するために必要な 1. 道路の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,776,000千円 (H15年度 998,000千円) H16.3.31まで (H16年度 1,778,000千円) H17.3.31まで	H15.6.3 アクラで (同日)	日本側 浅井和子在ガーナ 大使側 ナナ・アボク・ ダレンクワ・アクフオ＝ア ドク外務大臣	H16.7.20 356号
ガーナ	地方電化計画のための贈与に關 する日本国政府とガーナ共和国 政府との間の交換公文	地方電化計画を実施するために必要な 1. 資材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	306,000千円 H16.3.31まで	H15.8.8 アクラで (同日)	日本側 浅井和子在ガーナ 大使側 ナナ・アボク・ ダレンクワ・アクフオ＝ア ドク外務大臣	H16.9.16 599号
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与 に關する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	ガーナの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関 係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資 金を贈与すること。	500,000千円 -----	H15.11.26 アクラで (同日)	日本側 浅井和子在ガーナ 大使側 A・オセイ＝ア ジェイ外務副大臣	H16.9.17 615号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ガーナとの無償資金協力取極一覧